

平成25年2月定例会 総務委員会（事前）

平成25年2月13日（水）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

南委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（15時15分）

これより、経営戦略部・監察局関係の調査を行います。

この際、経営戦略部・監察局関係の2月定例会提出予定議案等について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（資料①②③④⑤）

- 議案第1号 平成25年度徳島県一般会計予算
- 議案第2号 平成25年度徳島県用度事業特別会計予算
- 議案第18号 平成25年度徳島県証紙収入特別会計予算
- 議案第19号 平成25年度徳島県公債管理特別会計予算
- 議案第20号 平成25年度徳島県給与集中管理特別会計予算
- 議案第31号 徳島県情報公開条例の一部改正について
- 議案第32号 徳島県個人情報保護条例の一部改正について
- 議案第33号 徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について
- 議案第34号 徳島県税条例の一部改正について
- 議案第59号 包括外部監査契約について
- 議案第62号 平成24年度徳島県一般会計補正予算
- 報告第2号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分
の報告について

【報告事項】

- 外部団体の見直し状況について（資料⑥）

豊井経営戦略部長

2月県議会定例会に提案を予定しております案件につきまして、お手元に御配布の平成25年2月徳島県議会定例会提出予定議案により御説明いたします。

今回提出いたします案件につきましては、議案64件及び報告4件でございます。

その内訳につきましては、予算案が第1号から第25号まで及び第62号から第64号までの合計28件でございます。また、条例案につきましては、第26号から第49号までの24件、負担金議案につきましては、第50号から第52号までの3件、その他の議案につきましては、第53号から第61号までの9件、報告につきましては、第1号から第4号までの4件となっております。

なお、現時点におきます追加提出予定案件といたしましては、現在作業中でございますが、平成24年度2月補正予算案を2月22日予定の代表質問の日に、また、教育委員会委員に係る人事案件につきましては、閉会日に御提案をさせていただきたいと考えております。それではまず、予算案につきまして御説明申し上げます。

お手元に別途、御配付しております平成25年度当初予算（案）の概要をごらんください。

1ページに記載のとおり、今回は平成25年度当初予算と24年度2月補正予算を合わせた14か月予算として説明させていただきますが、まず平成25年度当初予算の一般会計予算の総額は、A欄のとおり、4,620億7,500万円としております。

その下のB欄には、平成24年度2月補正予算がございまして、292億1,108万4,000円がございまして、2つを合わせた合計はC欄の、4,912億8,608万4,000円となっており、この予算規模は、前年度当初予算Dに比べ、率にして7.7%、額にいたしまして、約351億5,000万円の大幅な伸びとなっております。

これは、国の大型補正予算などを活用しまして、緊急雇用創出事業を初めとする国の経済対策関連基金事業や、防災・減災対策や経済成長の基盤となる社会資本整備としての公共事業などが大幅に伸びたことによるものであります。

2ページをお開きください。

歳入の款別内訳につきまして、主なものを御説明申し上げます。

01の県税につきましては、24年度所得の伸びなどによる個人県民税の増のほか、法人実効税率の引き下げに伴う増減など、各税目で増減はあるものの、全体では前年度と同額の、665億円を計上しております。

03の地方譲与税につきましては、地方法人特別税の増収による地方法人特別譲与税の増などにより、前年度比13.3%増の、92億4,200万円を計上しております。

05の地方交付税につきましては、地方財政計画における地方公務員給与の削減などから、3.4%減の、1,400億円を計上しております。

12の繰入金につきましては、国の経済対策に伴い設置した基金繰入金の増などにより、前年度比9.7%増の、918億1,000万円を計上しております。

15の県債につきましては、一般単独事業債の発行が増となることなどにより、前年度比1.3%増の、653億4,400万円を計上しております。

次に、3ページをごらんください。目的別歳出であります。その主なものを御説明申し上げます。

04の衛生費につきましては、地方独立行政法人徳島県鳴門病院設立運営事業、地域医療再生基金事業の増などにより、前年度比11.8%増、238億5,300万円を計上しております。

05の労働費につきましては、緊急雇用創出臨時特別対策費の増などにより、前年度比10.8%増の、約67億8,500万円を計上しております。

06の農林水産業費につきましては、森林整備加速化、林業飛躍事業の増などにより、前年度比6.4%増の、319億5,100万円を計上しております。

09の警察費につきましては、自動車運転免許センター等整備事業、警察署整備事業の増

などにより、前年度比6.0%増の、220億1,300万円を計上しております。

続きまして、4ページをお開きください。

性質別歳出でございます。

人件費につきましては、退職手当の給付水準の引き下げなどによりまして、前年度比2.7%の減となっております。

扶助費につきましては、後期高齢者医療費支給事業、介護給付費負担金の増などにより、前年度比4.7%の増となっております。

公債費につきましては、財政構造改革を推進し県債発行の抑制に努めてきた結果、前年度比2.9%の減となっております。

また、投資的経費につきましては、南海トラフの巨大地震などに備えた防災・減災対策や国の経済対策基金事業の増などにより、前年度比12.4%の増となっております。

資料5ページには、特別会計の状況につきまして記載しております。

次に、お手元にお配りいたしております平成24年度2月補正予算（案）の概要をごらんください。

冒頭に、14か月予算としての説明で申しましたが、1ページに記載のとおり今回の補正予算は国の大型補正予算に呼応し、災害に強い県土づくりや経済雇用対策など、県民の命や暮らしを守るため編成したものです。補正予算の規模といたしましては、流域下水道特別会計及び企業会計を合わせて、296億8,233万4,000円となっております。

2ページをお開きください。

今回の補正に係る歳入であります。1に記載のとおり、07の分担金及び負担金及び09の国庫支出金、14の諸収入、15の県債におきまして、補正額を計上いたしております。

また、歳出につきましては、2に記載のとおり、02の総務費及び03の民生費、05の労働費、06の農林水産業費、08の土木費におきまして、補正額を計上いたしております。

歳出の性質別の内訳につきましては、3ページに記載のとおりであります。

なお、今回の補正予算（案）につきましては、迅速かつ円滑な事業実施を図る観点から、開会日における先議をお願いしたいと考えておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

恐れ入りますが、もう一度、提出予定議案をごらんください。

予算以外の案件につきまして、御説明申し上げます。

第26号、徳島県新型インフルエンザ等対策本部条例の制定につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定されたことに伴い、徳島県新型インフルエンザ等対策本部に関し、必要な事項を定めるものであります。

第27号、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定され、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当が新設されたことに鑑み、関係条例について所要の整備を行うものであります。

第28号、徳島県危機管理関係手数料条例の一部改正につきましては、製菓衛生師法に基

づく製菓衛生師の試験及び免許に係る事務を関西広域連合が処理することとされたことに伴い、製菓衛生師免許等に係る手数料を廃止するものであります。

第29号、徳島県ふぐの処理等に関する条例の制定につきましては、ふぐの処理等について必要な規制を行うことにより、ふぐの毒に起因する食中毒の発生を防止し、もって県民の健康の保護に資するものであります。

第30号、徳島県消費者行政活性化基金条例の一部改正につきましては、消費生活相談の窓口の機能の強化を図る事業等を引き続き計画的に推進するため、徳島県消費者行政活性化基金の設置の期間を延長するものであります。

第31号、徳島県情報公開条例の一部改正につきましては、地方独立行政法人徳島県鳴門病院が設立されることに鑑み、県民参加による公正で開かれた県政の推進に資するため、実施機関に県が設立した地方独立行政法人を追加するものであります。

第32号、徳島県個人情報保護条例の一部改正につきましては、同じく、鳴門病院が設立されることに鑑み、実施機関に県が設立した地方独立行政法人を追加するものであります。

第33号、徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正につきましては、地方自治法の規定による市町村の長との協議に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理するものであります。

第34号、徳島県税条例の一部改正につきましては、地方独立行政法人が経営する病院について、その経営の安定化を図り、地域の医療提供体制を維持するため、県税の課税免除の措置を講ずるものであります。

第35号、徳島県保健福祉関係手数料条例の一部改正につきましては、介護保険法に基づく主任介護支援専門員研修の実施に係る手数料等を定めるものであります。

第36号、徳島県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部改正につきましては、地域における自殺対策の緊急的な強化を図るために徳島県地域自殺対策緊急強化基金の設置の期間を延長するものであります。

第37号、徳島県子どものはぐくみ条例の制定につきましては、子どものはぐくみに関する施策の基本となる事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、子育ての喜びを分かち合える地域社会の実現に寄与するものであります。

第38号、徳島県児童福祉施設の設置及び管理に関する条例の廃止につきましては、施設の老朽化及び利用の状況に鑑み、ライトホームを廃止するものであります。

第39号、徳島県障害者介護給付費等不服審査会設置条例等の一部改正につきましては、障害者自立支援法の一部が改正されたことに伴い、関係条例について所要の整備を行うものであります。

第40号、徳島県准看護師試験委員条例の廃止につきましては、保健師助産師看護師法に基づく准看護師試験等に係る事務を関西広域連合が処理することとされたことに伴い、徳島県准看護師試験委員条例を廃止するものであります。

第41号、徳島県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金条例の廃止につきましては、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金の対象事業が、平成24年度で終

了することに伴いまして、当該条例を廃止するものであります。

第42号、徳島県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部改正につきましては、失業者の一時的な雇用及び就業の機会の創出を図るための事業等を引き続き計画的に推進するため、徳島県緊急雇用創出事業臨時特例基金の設置の期間を延長するものであります。

第43号、徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、福島復興再生特別措置法が制定されたことに伴い、同法に規定する居住制限者について県営住宅の入居者資格の特例を設けるものであります。

第44号、道路法施行条例の一部改正につきましては、道路法施行令の一部が改正されたことに鑑み、太陽光発電設備等に係る道路の占用料の額を定めるものであります。

第45号、徳島県未来創造教育基金条例の制定につきましては、本県教育における未来を志向する創造性豊かな人材の育成に関する事業の推進に要する経費に充てるため、徳島県未来創造教育基金を設置するものであります。

第46号、徳島県立学校設置条例の一部改正につきましては、徳島県立美馬商業高等学校及び徳島県立貞光工業高等学校を再編統合し、新たに徳島県立つるぎ高等学校を設置するとともに、徳島県立盲学校及び徳島県立聾学校の併置により、多様化する障害に対応した教育の充実等を図るため、両校の名称を変更するものであります。

第47号、徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部改正につきましては、徳島県文化の森総合公園文化施設の利用の増進を図るため、新たに県立図書館の集会室等を県民の利用に供するものであります。

第48号、徳島県警察関係手数料条例の一部改正につきましては、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴い、遊技機の検定等に係る手数料の額を改めるものであります。

第49号、徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部改正につきましては、診療業務の充実を図るため、徳島県立中央病院に歯科口腔外科を新設するものであります。

第50号から第52号までの平成24年度の県営及び県単独事業に対する受益市町村負担金の追加につきましては、2月補正に伴い、地方財政法第27条第2項等の規定に基づき、議決をお願いするものであります。

第53号、一般国道439号道路改築工事落合1号トンネルの請負契約の変更請負契約につきましては、工事内容の見直しなどから、工期及び契約金額についてそれぞれに変更を行うものであります。

第54号、川内大代線緊急地方道路整備工事加賀須野橋左岸下部工の請負契約の変更請負契約につきましては、工事内容の見直しなどから、契約金額について変更を行うものであります。

第55号、徳島県県営住宅集約化PFI事業の特定事業契約につきましては、特定事業契約について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第9条の規定により、議決をお願いするものであり、契約金額は、55億4,683万7,000円、契約の相手方は、徳島県営住宅PFI株式会社等となっております。

第56号、徳島県教育振興計画（第2期）の策定につきましては、徳島県教育振興計画（第2期）を策定することについて、徳島県行政に係る基本計画の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例第3条第1項の規定により、議決をお願いするものであります。

第57号及び第58号の権利の放棄につきましては、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、県営住宅の家賃に係る債権及び県立病院事業の診療及び検査等に関する費用に係る債権について、議決をお願いするものであります。

第59号、包括外部監査契約につきましては、地方自治法第252条の36第1項の規定により、平成25年度の包括外部監査を委託する契約について、議決をお願いするものであります。

第60号、関西広域連合規約の一部変更に関する協議につきましては、関西広域連合の規約の一部を変更するに当たり、地方自治法第291条の11の規定により議決をお願いするものであります。

第61号、地方独立行政法人徳島県鳴門病院中期目標の策定につきましては、地方独立行政法人徳島県鳴門病院の中期目標を定めるに当たり、地方独立行政法人法第25条第3項の規定により議決をお願いするものであります。

第62号から第64号につきましては、先ほど御説明いたしました、平成24年度2月補正予算（案）でございます。

続きまして、報告案件であります。

報告第1号、訴えの提起に係る専決処分報告につきましては、徳島県営住宅の明け渡し等請求に関する訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであり、件数は3件で、合計額は113万8,200円となっております。

報告第2号、損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分報告につきましては4件で、合計金額は、45万8,444円となっております。

報告第3号、損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分報告につきましては、7件で、96万円となっております。

報告第4号、損害賠償（誤認による取締行為）の額の決定及び和解に係る専決処分報告につきましては1件で、26万5,720円となっております。

提出予定議案の全体状況につきましては、以上でございます。

次に、経営戦略部・監察局・出納局関係の提出予定案件につきまして、その概要を御説明申し上げます。

お手元に総務委員会説明資料と説明資料（その2）をお配りさせていただいておりますが、説明資料（その2）につきましては、先ほど御説明いたしました開会日における先議をお願いするものでございます。

まず、総務委員会説明資料をごらんください。

説明資料1ページをお開きください。

平成25年度の経営戦略部等主要施策の概要につきまして御説明いたします。

第1点目は、県民との対話型広報広聴事業の推進についてであります。

県民と県行政を結ぶパイプ役として、報道機関への情報提供を初め、新聞やテレビ等各種媒体を活用し、県民が求める情報を提供するとともに、知事と県民との意見交換を行うなどにより、県民とともに県行政を進めるための広報広聴事業の充実に努めてまいります。

第2点目は、私立学校の振興及び情報公開制度、個人情報保護制度の推進についてであります。私立学校の教育条件の維持・向上、特色ある学校づくりの推進、また経済的負担の軽減等に資するため、経常的経費に対する補助のほか、就学支援金の支給等、私立学校の振興に努めてまいります。また、県政に対する県民の理解と信頼を深めるため、情報公開の総合的な推進に努めるとともに、県民の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いを確保する個人情報保護制度の適正な運営に努めてまいります。

第3点目は、行財政改革と適正な人事管理の推進についてであります。

本県行財政を取り巻く厳しい現状を踏まえ、確かな行財政基盤を構築するため、とくしま未来創造プランの着実な推進を図り、徹底した行財政改革に取り組むとともに、職場内研修の充実などによりまして、職員の資質の向上と、職場力の強化など、適正な人事管理に努めてまいります。

第4点目は、職員のメンタルヘルス対策の推進についてであります。

職員の心身の健康を保持増進し、また病気休暇中の職員の円滑な職場復帰を図るため、メンタルヘルスセルフチェック事業など、様々な事業を実施し、メンタルヘルス対策の推進に努めてまいります。

第5点目は、財政の健全性の確保についてであります。

平成25年度の財政運営は、依然として厳しい状況にある、本県の経済情勢を踏まえ、より一層の経済・雇用対策を講じるとともに、安全・安心対策や宝の島・とくしまの実現等、喫緊の課題にしっかりと取り組んでまいります。

また、財政構造改革基本方針に基づき、歳入、歳出両面にわたる改革の取組みを実施してまいります。

2ページをお開きください。

第6点目は、県有財産の活用及び防災拠点施設の機能の強化についてであります。

県民の貴重な資産である県有財産を適切に管理するとともに、遊休未利用財産を売却するなど、県有財産の有効活用を図ってまいります。また、徳島県津波浸水想定を踏まえ、防災機能の強化を図るため、本庁舎、美波庁舎に浸水対策を実施してまいります。

第7点目は、県税収入の確保についてであります。

税負担の公平性を確保するため、課税客体の適確な捕捉や早期課税、また厳正な滞納整理等に努めるとともに、県税収入未済額の大部分を占める個人県民税について、県の税務職員の市町村派遣等各種支援策を実施し、収入未済額の縮減に努めてまいります。

第8点目は、行政情報化・情報ネットワークの災害対策の推進についてであります。

I C Tを活用し、行政の効率化と県民サービスの向上を図るため、庁内の情報ネット

ワークの安定運用に努めるとともに、業務システムの最適化への取組みを推進し、次世代「e-県庁」の実現に努めてまいります。また、南海トラフの巨大地震に備えた情報ネットワークの災害対策を実施してまいります。

第9点目は、効率的総務事務処理の推進についてであります。

総務事務の集約化によるメリットが最大限に生かされるよう、適正かつ効率的な事務処理を遂行いたしますとともに、総務事務処理の不断の見直し、処理システムの改善に努めてまいります。

第10点目は、職員の職務執行の適正確保、本県ならではの事業評価及び農林水産関係団体等に対する検査の実施についてであります。

職員の職務執行の適正を確保するため、公益通報制度に基づく調査や、各種監察を実施するとともに、不当要求対策等に取り組んでまいります。また、政策推進に係る県民目線からのチェック機能の強化を図るため、県政運営評価戦略会議を運営し、本県ならではの事業評価を行うとともに、農林水産関係団体や私立学校の健全な運営を確保するため、精度の高い検査を実施してまいります。

第11点目は、適切な公金管理及び公共工事の品質確保についてであります。

歳計現金の効率的な運用を含め、全庁的な公金の適切な管理に努めるとともに、財務会計事務の質的向上を図ってまいります。また、建設工事のしゅん工検査を厳正に行い、公共工事の品質確保に努めてまいります。

次に3ページをごらんください。

平成25年度一般会計当初予算案につきましては、一番下の総計欄でございますが、総額が1,185億7,300万9,000円で、前年度当初予算と比較し、3.2%の減となっております。

4ページをごらんください。

平成25年度特別会計当初予算案につきましては、総額が、1,281億1,028万円で、前年度当初予算と比較し、2.5%の減となっております。

次に、課別主要事項について、御説明申し上げます。

5ページをごらんください。

秘書課につきましては、知事等の秘書業務や渉外事務等に要する経費、広報広聴に必要な経費等を計上しております。

6ページをお開きください。

総務課につきましては、情報公開制度及び個人情報保護制度の推進に要する経費、本県私立学校の振興に資するための経費、また文書管理事務経費や法令審査に要する経費等を計上しております。

7ページをごらんください。

人事課につきましては、職員の人事管理及び行財政改革に要する経費、また研修に要する経費等を計上しております。

8ページをお開きください。

職員厚生課につきましては、職員の退職手当に要する経費及び職員の健康管理、福利施

設等の管理に要する経費等を計上しております。

9ページをごらんください。

財政課につきましては、9ページから10ページにかけて記載しておりますが、一般会計において、各種基金の積立金及び県債の元金償還、利子に要する経費等を計上しており、特別会計で公債管理特別会計と給与集中管理特別会計について、記載のとおり計上しております。

11ページをごらんください。

管財課につきましては、11ページから12ページに記載しておりますが、一般会計において県有財産管理費、本庁庁舎及び合同庁舎の維持管理に要する経費等を、特別会計で用度事業特別会計を記載のとおり計上しております。

13ページをごらんください。

税務課につきましては、13ページから16ページに記載しておりますが、一般会計で県税賦課徴収費、地方消費税清算金、市町村に対する各種の交付金等を、特別会計で証紙収入特別会計を記載のとおり計上しております。

県税等の収入見込み額につきましては、15ページに計上しており、この内訳につきましては、次の16ページに記載のとおりでございます。

17ページをごらんください。

情報システム課につきましては、「e-県庁」推進に要する行政情報化推進費等を計上しております。

18ページをお開きください。

総務事務管理課につきましては、総務事務の集約処理に要する経費等を計上しております。

19ページをごらんください。

監察局監察課につきましては、監察事務執行に要する経費等を計上しております。

20ページをお開きください。

監察局 評価検査課につきましては、行政評価事務執行に要する経費等を計上しております。

21ページをごらんください。

出納局会計課につきましては、一般会計で出納事務執行に要する経費等を、また特別会計で証紙収入特別会計を、記載のとおり計上しております。

22ページをお開きください。

出納局工事検査課では、工事検査に要する経費等を計上しております。

23ページをごらんください。

議会事務局、人事委員会事務局、監査事務局につきましては、それぞれの運営に要する経費等を、記載のとおり計上しております。

24ページをお開きください。

債務負担行為につきましては、共同発行市場公募地方債を、本県を含め36の地方公共団

体が共同発行することとしておりますが、この発行に当たり、地方財政法に基づき相互に信用力を補完するため、連帯して債務を負担しようとするものでございます。また、自動車税納税通知書等作成業務委託契約について、限度額の設定をお願いするものでございます。

25ページから26ページをごらんください。

地方債、一時借入金及び歳出予算の流用につきまして、それぞれ記載のとおりでございます。

その他の議案等につきましては、27ページから30ページに、条例案4件、その他議案1件を記載しておりますが、内容につきましては、先程、全体説明の中で申し上げたとおりでございます。

31ページをごらんください。

専決処分 の報告についてでございますが、職員の交通事故による損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について、記載のとおり、3件の報告をさせていただくものでございます。

1件目が、徳島市在住の方と賠償金額8万9,000円で和解したものでございます。

その内容は、平成24年10月4日に、県有車両を駐車させるため後退したところ、駐車中の相手方原動機付自転車と接触し転倒させたものでございます。

2件目は、徳島市在住の方と賠償金額18万9,074円で和解したものでございます。

その内容は、平成24年10月4日に、方向転換するため後退したところ、駐車中の相手方車両と接触したものでございます。

3件目は、阿波市在住の方と賠償金額6万8,370円で和解したものでございます。

その内容は、平成24年10月16日に、降車するため県有車両のドアを開けたところ、後方から走行してきた相手方車両と接触したものでございます。

続きまして、説明資料（その2）をごらんください。

平成24年度2月補正予算（案）でございます。

1ページをお開きください。

地方債についてでございますが、一般会計補正予算に係る地方債の変更をお願いするもので、一番下に記載のとおり補正前の限度額が、713億4,800万円、補正後の限度額が、826億700万円であり、112億5,900万円の補正をお願いするものでございます。

以上で、提出予定案件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、1点、御報告いたします。

外郭団体の見直し状況についてでございます。

お手元に資料1としてお配りしてございますので、ごらんください。

県が25%以上出資、出えんし又は債務保証契約している、いわゆる外郭団体につきましては、単なる組織形態の見直しにとどまらず、原点からの抜本的な経営改善を求める、第1期経営改善計画、概ね平成17から21年度の5年間及び、第2期経営改善計画、概ね平成22年度から24年度の3年間の策定を要請し、取組みを進めてきたところであります。

この取組みにより、団体数、役職員数、県補助金・委託金の項目で、目標値を上回る成果が得られており、経営のスリム化が図られております。

団体数につきましては、13団体の削減、役職につきましては、468人の削減、県補助金、委託金につきましては、41億円の削減ということでございます。

今年度、第2期の経営改善計画の期間が終了いたしますが、更なる見直しが必要であるため、まずひとつは、効率的・効果的な経営の推進でございます。2番の次期経営改善計画の策定方針に記載してございますが、（1）効率的・効果的な経営の推進、ということで、役職員数につきましては更なる5%の削減、県補助金、委託金につきましても、更に10%削減ということで考えておるところでございます。（2）が点検評価の充実でございます。（3）は情報公開の更なる推進ということで、更に情報公開を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。（4）につきましては、公益法人制度改革への対応ということで、平成25年11月までに、すべての公益法人について、制度改革への対応を完了する必要があるがございますので、これもあわせてお願いすることを考えておるところでございます。こうした4つを計画策定の柱とし、平成25年度から27年度までの3カ年を推進期間とする新たな経営改善計画の策定を、各団体に要請することといたしております。

なお、各団体の見直しの方向性については、裏面に記載のとおりでございます。

今後とも着実に外郭団体の見直しが進むよう適時、適切な助言、指導を行ってまいりたいと考えております。

提出予定案件の説明及び報告事項は以上でございます。

御審議のほど、どうかよろしくお願い申し上げます。

南委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

古田委員

12月議会で退職手当の削減について、閉会日に知事から提案があったんですが、庄野委員も大変苦慮されておりましたけれども、それにもなあって12月末で退職された方が出ているということですが、何人くらいの方が退職されて、その仕事の引き継ぎなんかはどのようにされているのかお伺いしたいと思います。

小笠人事課長

1月1日から、国に準じて本県の退職手当の引き下げを条例改正によりさせていただきました。その改正に伴って、どれくらいの方が退職したのかという御質問でございます。

今回の退職金の引き下げに伴いまして、知事部局におきましては5名が退職いたしております。他部局になります病院長で2名、教育委員会で12名と伺っております。警察本

部、企業局を初めとした諸局については退職者なしということで、合計19名が退職したということになります。

今回の退職に伴う仕事への影響ということでございますが、知事部局で申し上げますと退職した職員の仕事は、残った職員がカバーしながら、フォローしながらやっており、県民の皆様方に迷惑がかからないよう、組織を挙げて取り組んでいるところです。以上です。

古田委員

今回、これから論議をしていくという給与削減の問題ですが、やっぱり公務員の給与を引き下げるとまた民間が給与を下げてと、どんどん悪循環になってしまうということで、私は、やっぱり引き下げはやめるべきだという立場で今後も頑張っていきたいと思っております。

それとあわせて、今、生活保護費の削減ということが国で言われております。いろんな社会保障制度というのは、生活保護基準の何%とかいうようなことで決められていることが多いと思うんですけど、この総務委員会に関することでは影響はないでしょうか。そのあたりはどのようにお考えですか。

豊井経営戦略部長

生活保護費の引き下げにつきましては、1月16日の政府の生活保護基準部会におきまして様々な議論がなされて、見直し、縮減を図るという方向が示されているところでございます。いろんな制度について、生活保護の基準を引用しているところはございますけれども、私どもの給与とかの制度につきましては、地方公務員法に基づきまして、人事委員会勧告制度というものがございまして、民間給与の実態を調査して、その比較の中で給与を決めていくということでございますので、直接的に生活保護費の基準が下げられることが、職員の勤務条件について影響することはないのではないかという認識を持っておるところでございます。

古田委員

その給与のことではなくて、就学援助とか国民健康保険料の減免制度とか、一部負担金とか、上下水道の料金免除制度とか、公営住宅の家賃減免制度、市町村民税などの階層区分、国民年金、介護保険料、児童扶養手当とかね、いろんな面で影響が出てくる可能性があるわけです。そういった面で、この総務委員会では私立学校の就学支援金の支給とか、私立高等学校等の授業料軽減補助とかいうこともありますけれども、そういったものには影響が出ないのかということでお聞きしているわけです。きょうは時間がないので調べていただいて回答していただきたいと思っております。

それと、もう一件は、オスプレイの低空飛行訓練の問題です。最近、目撃情報が徳島新聞などで報道されて、低空飛行訓練がされていると。それも今までは、旧の宍喰、海陽町のほうから牟岐の上空をよく飛ぶことがあるということが言われております。平成24年度どのくらいの報告があったのか、それと昨年10月9日からはドクターヘリが運航されて

います。ドクターヘリとぶつかる可能性というのも懸念されているわけですが、そういった点をどのように受け止められているのかお聞きしたいと思います。

田尾総務課長

平成24年度における米軍機の低空飛行の状況でございますが、いま現在、承知しているので8日間でございます。ドクターヘリが導入されている状況ですが、米軍機の低空飛行につきましては、これまでも申し上げてきましたとおり、県民の安全・安心という観点から、低空飛行の中止をこれまでも求めてきたところでございますので、今後もそういった姿勢で望みたいと考えております。

古田委員

医療のほうの方にお伺いしますと、ドクターヘリが10月9日から運航されて、1月31日までで86件で、そのうち低空飛行がよく目撃されている海部消防管内が県下で一番多くて18件飛んでいるということですので、やはり、こういった問題でも、危険性があるということで、防衛省や外務省へ、低空飛行の中止を求めていただきたいと思います。

それから、オスプレイの問題では、沖縄の地域調整官が、アメリカの方ですが、この人が、これまでは初期の様々な運用の訓練を行ってきたが、今後は、より県外での訓練をふやしていくという見解を示したと、沖縄タイムズに、2月の11日に報道されております。本当に、徳島上空を飛ぶ米軍機の低空飛行がふえてきているという状況で、さらにオスプレイが加わって、それも低い所を飛ぶということでは、ますます危険性が増すわけですので、私はもっと監視体制を強めていただきたいと思います。

今、県は、役場や住民からの情報を見て、外務省や防衛省へ言ってくれていますが、県の職員はもちろんですが、県民のみなさんにも目撃情報は県へ言ってくださいねというふうなアピールをもっとして、強く国へ働きかけるべきだと思っておりますが、その点はいかがでしょう。

田尾総務課長

米軍機の目撃情報を市町村役場からだけではなくて県民からも、もっと情報収集してはどうかのお話ですが、これまでも市町村役場については毎年4月に文書をもって米軍機とみられる航空機による低空飛行を目撃したならば、総務課へ連絡してほしいということをお願いしております。もちろん、それ以外にも、直接これまでも県民の方から、総務課へ御連絡をいただくこともございますので、ある程度情報を集めるということに関しましては、ある程度手をつくしておると思っておりますので、今後とも、情報につきましてはしっかりと集めていきたいと考えております。

古田委員

そのアピールですけど、ホームページで呼びかけるとか、何かの広報で呼びかけるとか、

ぜひ、幅広い目撃情報などを寄せてもらうように、さらに強めていただきたい、そしてしっかり対応していただきたいと思います。このことをお願いして終わります。

元木委員

新規事業の中で、防災拠点情報ネットワーク災害対策強化事業ということで、いろんな防災がらみの新規事業がありまして、効果的に活用していただきたいなと思っております。

一方、情報通信関連事業でありますとか、情報通信システムのベンダーロックイン、あるいは一者随契の問題が、包括外部監査の中でも、指摘されているところでもあります。これからは、ランニングコストをいかに抑えていくかという視点が重要だと考えております。

そんな中、資料の中でもテレビ会議による一定の出張旅費の軽減などの効果を書いていますけれども、こういったメリットがあるのか。また、ベンダーロックインを防ぐための対策等について、こういった工夫を考えておられるのかお伺いします。

遠藤情報システム課長

ただいま、御質問がございました、情報関連の新規事業ということでございまして、今回、私どもでは3つの新規事業を提案させていただいております。いずれも防災関連ということで提案させていただいているところでございます。

1つは「電子地図を活用した県民への情報提供システム構築事業」でございます。もう一つは「防災拠点情報ネットワーク災害対策強化事業」さらに先ほどのお話にもございました「防災拠点テレビ会議システム整備事業」といった3つの事業を提案させていただいております。情報関連ということで、内容がわかりにくいというお声もお伺いしておりますので、若干、説明をさせていただけたらと思います。

まず最初に、「電子地図を活用した県民への情報提供システム構築事業」でございますが、これにつきましては、前年に公表されました、県の津波浸水想定でございますとか、あるいは、県内の避難所等の標高調査マップでございますとか、また、中央構造線に係る活断層図など、近年、県民の皆様へ安全・安心に係る重要な地図情報がいろいろと公表されております。一方で、それぞれの情報につきましては、例えば紙媒体でということもございますとか、あるいはホームページでそれぞれ、バラバラに提供しているような状況でございまして、入手しても縮尺が違ったり、なかなかひとつにまとめて見るということがしづらいといった状況がございまして、今回のこの事業につきましては、こうしたさまざまな地図情報を、電子上での総合地図提供システムといたしまして一元的に整備をいたしまして、県民の皆様へわかりやすく、使いやすく、便利に御利用いただくというようなことで、整備してまいりたいと考えているところでございます。

またもう一つ「防災拠点情報ネットワーク災害対策強化事業」でございますが、この事業につきましては、南海トラフの巨大地震を初めといたしました大規模災害への対応が喫緊の課題となる中で、徳島県津波浸水想定等も踏まえられた災害に強い情報通信ネットワークといったことで、ここでちょっと誤解を生じたらいけませんのでひとつ、私どもの

ここでいうネットワークについて、お話をさせていただければと思います。

私どもの、防災拠点情報ネットワークにつきましては、あくまで警察とか県立学校、あるいは病院局などの一部の職員を除きまして、すべての県職員、知事部局を中心とした県職員が利用できる庁内のネットワークということでございまして、これを「全庁LAN」と呼んでおります。この「全庁LAN」につきましては、大規模災害にも耐えうるように災害に強いネットワークとして構築したいということで、今回提案させていただいております。

また「防災拠点テレビ会議システム整備事業」でございしますが、この事業につきましては「S k y p e（スカイプ）」などのウェブ会議システム、インターネット上での1対1の会話などができるシステムでございしますが、こういったシステムに比べまして、高画質で高音質、さらには臨場感に優れたテレビ会議システムというものを、本庁舎の防災危機管理センターのほか、貸し出し用として1台、本庁舎には計2台。北島町の防災センターでございすとか、海陽町の南部防災館、南部総合県民局美波庁舎、西部総合県民局の美馬庁舎、東京本部、大阪本部といった各事務所、7拠点8台を設置いたしまして、災害時の連絡体制を強化いたしますとともに、さらに平常時におきましても県の主要組織間での迅速な意志決定でございすとか、あるいは情報共有の促進を図りまして、さらにお話にもありました、出張旅費あるいは出張に要する時間といったもののコストを削減するといったことで、事業として提案させていただいているところでございます。

近年、こうしたテレビ会議システムにつきましては、導入コストもかなり低下しております。また今回は、私どもの「全庁LAN回線」を利用いたしますので、導入後のコストも非常に低額になっております。そういったことで、導入後の経費の削減効果も高いと考えております。

もう一つ、ベンダーロックインの関係でございす。6月の総務委員会でも議論をさせていただいたところですが、このベンダーロックインと申しますのは、システム開発業者が独自の技術を採用することによりまして、発注者側が他のシステムに乗り換えることが困難となり、その後の保守の段階で一者随契に頼らざるをえないということで、経費が高止まりするというような状況でございす。これまで、本県におきましては、こうしたベンダーロックインの状況を解消するために、ソフトウェアの設計図でありますソースコードが一般に公開されているソフトウェアである「オープンソースソフトウェア」による開発等に取り組んできたところであります。

そうした中で、今回の事業につきましても、例えば「電子地図を活用した県民への情報提供システム構築事業」につきましては、OSSで来年度には開発をしてまいりたいということで、ベンダーロックイン解除に向けての取り組みを考えているところでございす。

また、それ以外の事業につきましても、どちらかというとな事後的な、継続的な保守、運用というのが、必要のない事業が多いということでございすので、私どもといたしましては、そういったベンダーロックインにならないように努めてまいりたいと考えているところでございす。

元木委員

御丁寧な説明、ありがとうございます。危機管理部でも「総合情報通信ネットワークシステム運営事業」3,899万2,000円、「総合情報通信ネットワークシステム再整備事業」7,500万円と、情報通信関係の事業があって、一般県民の立場からすると、内部管理のシステムの向上と対外向けのシステムの向上と、いろいろあると思うんですけど、中身がわかりにくい気がいたしております。勉強不足で申し訳ないんですが、できるだけわかりやすい形で、県民に示していただくとともに、効果的な意味での、本当に実効性のある競争を業者にもしていただいて、最小の経費で最大の効果、そして課長がおっしゃられたように、県民、顧客がこのシステムを導入して良かったと思うような、「目に見える化」というんですか、そういう視点で、内部管理の効率性よりも外向けの効果性、そういった面でしっかり取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

ちなみに、包括外部監査は1,200万円の経費を使って、監査をしていただいて、そういった調書も作っていただいておりますので、「監査の意義」というのもしっかり御理解いただく。そのあたりを、私も監査委員をしておりますので、お願いしたいと思っておる次第でございます。

もう一点、外郭団体の説明がございましたので、基本的なところを教えてくださいたいのですが、県も毎年、こういった団体に補助金や委託金を支出しているわけですが、毎年度の程度の金額が使われているのか、お伺いします。

梅田行政改革室長

外郭団体に対する補助金、委託金についての御質問でございますが、平成23年度の決算状況で申し上げますと、26団体に対しまして、補助金、委託金としまして、約38億円ということでございます。

元木委員

平成16年の包括外部監査の監査調書を見ておりますと、その当時は100億円くらいが毎年使われてまして、それを大幅な削減で38億円になったことについては、高く評価したいなと思っておりますが、それにともなって、どういった県民サービスへの影響があったのかという面についても、大変関心があるわけでございます。今までの流れで言いますと、民間の活用ということで、外郭団体自体も民間委託をしたり、指定管理等の導入で経費を切りつめてきたのかなと思っております。外郭団体がそうやって切りつめていけば、県庁の原課が事業縮小などの方向に行かざるを得ない。いかに県民サービスを維持しながら経営の合理化に努めていくかがテーマになるのかなと思っております。

そういう中で、各団体の運用益、出資金を運用してその運用益で事業をしているような団体もあったかと思うんですが、運用益の推移はどういった状況にあるのですか。

梅田行政改革室長

運用益の推移についての御質問ですが、資料を持ち合わせておりませんので、お答えができない状況でございます。申し訳ございません。

元木委員

経営のスリム化が順調に図られているという説明であったんですが、今の経済状況を見ておきますと、運用益でどんどん利益を上げていくのは、なかなか厳しい時代であるのかなと思っております。そういう中で、この資料を見る限りでは、もうやめるといった団体はないということですが、借金がふくらんでどうしようもない団体があるのであれば、思い切っていったん廃止をして、また再スタートといったやり方もあるでしょうし、もうやめてしまっても直接県が対応してできるところもあるのかなと思っております。そういうところについて、思い切った改革をしていただいて、伸ばしていける団体については、むしろ補助金、委託金をふやしても、成長戦略に乗かってうまく回っていくのであれば、それもひとつの手なのかなと思ってます。

いろいろ申しましたが、原課と外郭団体というのは、家族みたいなもので、外郭団体の方が苦勞されれば県も苦勞するということになってきます。それぞれの外郭団体の役職員の立場に立って、しっかりと運営していただきたいと思えます。

この抜本的改革の推進を行う団体ということで、3者示されているんですが、この「抜本的改革」とは具体的にどういった改革をされるおつもりですか。

梅田行政改革室長

外郭団体の見直しの抜本的改革についてでございます。抜本的改革を行う団体につきましては、非常に厳しい経営状況にあるということございまして、林業公社につきましても、林業公社のあり方検討委員会などを設けまして、経営改善計画を策定して取り組んでございます。阿佐海岸鉄道につきましても、経営改善計画を既に立てておりまして、DMVの導入を初めとする、にぎわいの創出といった取り組みを進めているということございまして、ただ単なる削減にとどまることなく、収入増も踏まえた改革を行っていただきたいということでございます。そこで「抜本的改革」ということにしております。

南委員長

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、経営戦略部・監察局関係の調査を終わります。

これをもって、総務委員会を閉会いたします。（16時40分）